

1. 件名：電源開発（株）大間原子力発電所第1号機及び中国電力（株）島根原子力発電所第3号機に係る使用前検査申請の保全計画の記載内容に関する面談

2. 日時：令和2年11月30日 13時30分～15時15分

3. 場所：原子力規制庁専門検査部門執務室（TV会議システムを利用）

#### 4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

村尾企画調査官、平井上席原子力専門検査官、山形主任原子力専門検査官、柳原子力専門検査官、岡田技術参与、小泉技術参与

電源開発（株） 原子力技術部 設備技術室 課長 他6名

中国電力（株） 電源事業本部 原子力設備グループマネージャー 他4名

#### 5. 要旨

○電源開発（株）から、大間原子力発電所第1号機に係る保全計画（施設管理実施計画）の変更に伴う使用前検査申請の変更申請について、資料に基づき以下のとおり説明を受けた。

- ・旧実用炉規則に基づき提出済みの「保全計画」の記載項目を踏まえた上で、各項目で用いる用語は実用炉規則および保安規定と整合させる。ただし、旧実用炉規則第46条第2項で要求されていたが、現行の実用炉規則第57条の3（定期事業者検査の報告）第3項で記載が削除されているものは、建設段階の保全計画（施設管理実施計画）においても削除する。
- ・保全計画（施設管理実施計画）の始期については、使用前検査の適用法令である旧実用炉規則の施行日とし、保全計画（施設管理実施計画）の期間としては最初の定期事業者検査の開始日前日までの期間を設定し、記載する。
- ・設置の工事は長期間に及ぶため、施設管理を実施する設備の状態も時期によって異なることから、保全計画（施設管理実施計画）の始期の時点ではその期間全体について詳細な内容を規定することはできない。このため、その時点で施設管理が必要な部分について保全計画（施設管理実施計画）を策定し、その後、施設管理を実施すべき設備の状態に応じて保全計画（施設管理実施計画）を変更する。
- ・設置の工事中における施設管理が適切に実施されることを確かなものとするため、設計および工事、使用前事業者検査および試験等、使用前点検等の個々の計画の目的とQMSとの繋がりを記載する。

○上記の説明を受けて、原子力規制庁から以下を求めた。

- ・今後の使用前検査変更申請の提出方針について、工事計画で認可されてい

る工事全体の施設管理実施計画に係る工程（工事中断期間、再開後の施工期間、燃料装荷や臨界操作に係る試運転期間）や対象施設の全体像、工事の長期化に伴う特別な施設管理の内容等も踏まえ説明すること。

- ・設計仕様、メーカー推奨管理値、他施設の運転実績等の施設管理の根拠情報をもとに施設管理実施計画の記載内容を決定するまでの手順及び考え方について説明すること。
- ・「使用前検査申請の添付である保全計画（施設管理実施計画）」と「使用前確認申請の添付である施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器」との関係性について保安規定との関係を含めて説明すること。
- ・特別な施設管理実施計画について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」VI. 6. に基づき、原子力施設の状態（長期停止中も運転状態にあるものを含む。）に応じた点検等の設定、当該計画の評価に関する考え方、機器の健全性を確認するための追加点検の具体的内容及び保管対策が適切に実施されていることを確認するための巡視等の活動との関係性を整理し、説明すること。

○電源開発（株）及び中国電力（株）からは了解した旨の回答があった。

## 6. その他

資料 1：旧実用炉規則第 15 条に基づく使用前検査申請書における「保全計画」の記載内容について（電源開発（株））

資料 2：旧実用炉規則第 15 条に基づく使用前検査申請書における「保全計画」の記載内容について（中国電力（株））